

松江市告示第 237 号

松江市プロジェクト連携（新型コロナ特別対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市プロジェクト連携（新型コロナ特別対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市プロジェクト連携（新型コロナ特別対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関（以下「中小企業者等」という。）で構成するグループ（当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。）をいう。
- (3) プロジェクト連携 個社では解決が困難である課題について、中小企業者等が企業グループを結成し、連携して取り組むことをいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市プロジェクト連携（新型コロナ特別対策）支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下で取り組むプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与す

	ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	受発注、新製品開発、販路開拓等に係るプロジェクト連携
補助対象経費	補助対象経費は、別表に掲げる経費とする。ただし、企業グループ間の取引は対象外とし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。 (1) 構成団体のうち、2分の1以上が市内の中小企業者等であること。 (2) 構成団体のうち、市内に事業所を有する中小企業者が、補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していないこと。

（交付の申請）

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業グループの概要
- (2) 幹事選定報告書
- (3) 定款又はこれに準ずる規約・会則

（事業計画書の審査）

第5条 市長は、この要綱による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて、別に定める審査会に依頼することができる。

2 市長は、前項の規定により審査会に審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、前項の申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第4号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新

型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
出展小間料及び会場使用料	展示会・見本市の出展小間料やプロジェクト連携にかかる事業に使用する会場経費
展示ブース装飾費	展示会・見本市のブース装飾にかかる経費及びプロジェクト連携に係る事業に使用する会場装飾にかかる経費
研 究 開 発 費	研究又は試作開発に要する経費、研究機関との共同契約に要する経費（人件費は除く。）
委 託 費	市場調査の委託に要する経費（委託先が機器・設備等を購入する費用は補助対象外とする。）
原 材 料 費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外 注 費	試作品の開発に必要な外注加工等に要する経費（外注先が機器・設備等を購入する費用は補助対象外とする。）
技 術 導 入 費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
専 門 家 経 費	指導・助言等を受けるために招聘した専門家等に謝礼として支払う経費
ホームページ制作・改良費	ホームページの制作・改良に要する経費
PR媒体作成費	商品・技術のPR媒体作成経費
輸 送 費	展示会・見本市及び試作品の開発にかかる輸送費
旅 費	展示会・見本市にかかる交通費（企業グループを構成する企業毎に1名を上限とし、宿泊費を除く。）
そ の 他 経 費	その他市長が特に必要と認める経費